

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十七号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第十八条の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第五百五十八条の二第一項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる歳入とする。

- 一 奈良県営住宅条例第二十四条第一項（同条例第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による損害賠償金（県営住宅の明渡しを行った者に係るものに限る。）

二 奈良県営住宅条例第三十条第二項（同条例第三十四条第三項及び第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により徴収する損害賠償金

三 奈良県営住宅条例第三十八条第三項（同条例第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により徴収する損害賠償金

四 奈良県営住宅条例第三十八条第四項（同条例第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により徴収する損害賠償金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。